

省

令

○厚生労働省令第百二十七号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）別表第一の規定に基づき、生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二十五日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 土屋 品子

生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成二十六年厚生労働省令第七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三条（略） 2 法別表第一の三の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第八条第一項の規定により支給される児童手当の額及び支給期間に関するものとする。	第三条（略） 2 法別表第一の三の項第二号の厚生労働省令で定める情報は、要保護者又は被保護者であった者に係る次に掲げる給付の額及び支給期間に関するものとする。 一 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第八条第一項の規定により支給される児童手当 二 児童手当法附則第二条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により支給される特例給付
3・4（略）	3・4（略）

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（以下この条において「旧令」という。）第三条第二項の規定は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第二十三条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）別表第一の三の項の規定が子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百八十九号）第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされている限りにおいて、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、この条の前段の規定によりなお効力を有することとされた旧令第三条第二項第二号中「児童手当法」とあるのは、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第十二条の規定による改正前の児童手当法」とする。

告示

○内閣府告示第百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和六年八月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和六年九月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道久遠郡せたな町
二 構造改革特別区域の名称 地産地消で育む豊かな給食特区
三 構造改革特別区域の範囲 北海道久遠郡せたな町の全域

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和六年八月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和六年九月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都神津島村
二 構造改革特別区域の名称 神津島村子供たちの安全安心子育て特区
三 構造改革特別区域の範囲 東京都神津島村の全域

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和六年八月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和六年九月二十五日
内閣総理大臣 岸田 文雄

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 中野市
二 構造改革特別区域の名称 農業王国信州なかのワイン・シードル特区
三 構造改革特別区域の範囲 中野市の全域

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一））

○内閣府告示第百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和六年八月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和六年九月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨木市
二 構造改革特別区域の名称 いばらき持続可能な給食特区
三 構造改革特別区域の範囲 茨木市の全域

四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第百五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を令和六年八月二十七日付けで認定したので、同法第六条第二項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

令和六年九月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 常滑市
二 構造改革特別区域の名称 はばたけ未来へ！
三 構造改革特別区域の範囲 常滑市の全域

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）、公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（二〇〇一）